

岩手弁護士会NEWS vol.6

① 申請していますか？被災者生活再建支援金

→地震や津波で自宅が全壊・大規模半壊と認定された方への支援制度です。

基礎支援金と加算支援金（住宅の再建方法に応じて支給）の2種類が支給されます（震災当時、1人世帯の場合、支給額は4分の3）。

	基礎支援金		加算支援金		
	住宅の被害程度		住宅の再建方法		
	全壊等	大規模半壊	建築・購入	補修	賃貸
支給額	100万円(75万円)	50万円(37.5万円)	200万円(150万円)	100万円(75万円)	50万円(37.5万円)

※基礎支援金の申請期間が平成27年4月10日まで延長されました。まだ申請されていない方は、お忘れなく。

※加算支援金の申請期間は平成30年4月10日までです。

※被災した自宅が借家・アパートでも申請できます（大家さんが申請するものではありません）。

※半壊・大規模半壊の認定でも、住居が危険、敷地が危険、補修費用が高額などの理由でやむなく解体した場合等の場合は、全壊となる場合があります。

※詳しくお聞きになりたい方は弁護士にご相談ください。

② 受け取っていますか？災害弔慰金

→東日本大震災でご家族を亡くされた方に支給されます。支給されるのは、亡くなった方の配偶者・子・親・孫・祖父母・兄弟姉妹です。支給額は、亡くなった方が生計を維持していた場合には500万円、それ以外の場合には250万円です。

※申請しないと支給されません。まだ申請されていない方は、お忘れなく。申請の期限はありません。

※災害関連死をご存じですか？

直接、津波等の災害で亡くなった場合はもちろん、例えば避難所での生活により体調を崩して亡くなった場合等、**災害に起因して亡くなった（災害がなければその時期には死亡しなかったと思われる）場合（災害関連死）**にも、災害弔慰金は支給されます。

例えば・・・避難はしたが、避難所等での生活で、体調を崩して死亡した場合
元々、病気だったが、震災後、満足な治療が得られなかったために、病状が悪化し、死亡した場合
病院が被災したり、転院、退院が必要になり、通常時のような治療が受けられなかったために死亡した場合
被災のショックで、精神的に不安定になり、自ら命を絶ってしまった場合

→ご遺族に弔慰金が支給されます。

※支給されるかどうかは、ご自身で判断なさらず、まずは、市町村の窓口申請して、亡くなった状況を詳細に説明してください。

※申請するか否かお悩みの方、申請したが市町村の認定に疑問がある方は、お早めに、弁護士にご相談ください。

③ 震災前の借入で困っていませんか？

→被災ローン減免制度（私的整理ガイドライン）の利用を検討してみませんか？

※災害弔慰金、被災者生活再建支援金、義援金はすべて手元に残したまま借入を整理できます。

※地震保険の家財相当部分についても、概ね250万円までは手元に残したまま借入を整理できます。

※それらに加えて、概ね500万円くらいの資産（自由財産）を手元に残したまま、借入を整理できます。

※保証人の支払についても、同時に免除を検討することができます。

※手続には、無料で弁護士がつきます。安心して申し込んでください。

※利用しても、個人情報（いわゆるブラックリスト）には登録されません。

※この制度を使えるかどうか知りたい、今義援金等で支払っている、詳しく制度を知りたいという方、是非一度、弁護士にご相談下さい。

④ 相談料は無料です！

→平成23年3月11日の時点で、岩手県内に居住されていた方は、同じ内容についての相談を3回まで無料で受けることができます。

※相談内容は震災に関連するものに限りません。

※震災を原因とする事件について弁護士に依頼した場合は、国が弁護士費用を立て替え、事件終了後に、分割または一括で償還していただく方法での支払が可能です。

※この制度は、平成27年3月31日までの予定です。

負債の問題・相続・公的支援・契約・労働関係・震災に関する問題、その他お悩み事は何でも弁護士にご相談下さい。

○岩手弁護士会被災者ホットダイヤル（電話代金無料のフリーダイヤルです。また、相談料はいただきません。）

月～金の午後1時～午後4時 **0120-755-745**

○面談による相談をご希望の方は、**法律相談センター（盛岡）019-623-5005**

山田町法律相談センター 0193-81-2560

○沿岸・内陸各地でも法律相談実施中

詳しくは、岩手弁護士会のホームページをご覧ください。『**岩手弁護士会**』で検索！

または、**019-623-5005**（法律相談センター）にお問い合わせを。